（政策課の所掌事務）

第七十六条　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　出入国在留管理庁の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　出入国在留管理基本計画の策定に関すること。

三　出入国在留管理庁の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。

四　特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定に関すること。

五　法務省設置法第二十八条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（出入国管理課の所掌事務）

第七十七条　出入国管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国人の上陸の許可に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。

二　外国人の再入国の許可に関すること。

三　日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認に関すること。

四　入管法第六章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任に関すること。

五　短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可に関すること。

六　在留許可等に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。

七　難民旅行証明書に関すること。

八　難民の認定に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。

九　前各号に掲げるもののほか、出入国管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（審判課の所掌事務）

第七十八条　審判課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　入管法第四十五条第一項及び第五十五条の二第二項の規定による審査に関すること。

二　収容令書及び退去強制令書の発付に関すること。

三　入管法第五十五条の三第一項の規定による出国命令に関すること。

四　外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関すること。

五　入管法第五十条第一項の規定による在留の許可に関すること。

六　難民の認定をしない処分についての審査請求に係る在留許可等に関すること。

七　難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての審査請求に関すること。

八　通報者に対する報償金の交付に関すること。

（警備課の所掌事務）

第七十九条　警備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　入管法第二条第十四号に規定する違反調査に関すること。

二　収容令書及び退去強制令書の執行に関すること。

三　入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関すること。

四　入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関すること。

五　入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に関すること。

（在留管理課の所掌事務）

第八十条　在留管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国人の在留の許可に関すること（出入国管理部の所掌に属するものを除く。）。

二　外国人の中長期の在留の管理に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

三　在留資格認定証明書の交付に関すること。

四　登録支援機関の登録に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、在留管理支援部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（在留支援課の所掌事務）

第八十一条　在留支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　在留支援（本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようにするための支援をいう。次号において同じ。）に関する事項の企画及び立案、調整並びに推進に関すること。

二　地方公共団体及び民間の団体が行う在留支援の支援に関すること。

（情報分析官の職務）

第八十二条　情報分析官は、出入国在留管理庁の所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計に関する事務をつかさどる。

第三款　地方支分部局

（地方出入国在留管理局の名称、位置及び管轄区域）

第八十三条　地方出入国在留管理局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
仙台出入国在留管理局	仙台市	青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　福島県
東京出入国在留管理局	東京都	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県　新潟県　山梨県　長野県
名古屋出入国在留管理局	名古屋市	富山県　石川県　福井県　岐阜県　静岡県　愛知県　三重県
大阪出入国在留管理局	大阪市	滋賀県　京都府　大阪府　兵庫県　奈良県　和歌山県
広島出入国在留管理局	広島市	鳥取県　島根県　岡山県　広島県　山口県
高松出入国在留管理局	高松市	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
福岡出入国在留管理局	福岡市	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県

（地方出入国在留管理局の次長）

第八十四条　東京出入国在留管理局に次長二人を、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局にそれぞれ次長一人を置く。

2　次長は、地方出入国在留管理局長を助け、地方出入国在留管理局の事務を整理する。

（地方出入国在留管理局の支局）

第八十五条　地方出入国在留管理局の支局の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

第二節　公安調査庁

第一款　特別な職

附則第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附則第三項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

別表第一中「第七十二条」を「第六十五条」に改める。

別表第二を削る。

別表第三中「第七十七条」を「第六十七条」に改め、同表を別表第二とし、同表の次に次の一表を加える。